

平成27年度技術士第一次試験問題〔適性科目〕

適性科目

II 次の15問題を解答せよ。(解答欄に1つだけマークすること。)

II-1 技術士法第4章の規定に鑑み、技術士等が求められている義務・責務に関する次のア)～オ)の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

ア) 業務遂行の過程で与えられる情報や知見は、発注者や雇用主の財産であり、技術士等は守秘の義務を負っているが、依頼者からの情報を基に独自で調査して得られた情報はその限りではない。

イ) 技術士等は、職務上の助言あるいは判断を下すとき、利害関係のある第三者又は組織の意見をよく聞くことが肝要であり、多少事実からの判断と差異があってもやむを得ない。

ウ) 技術士は、その登録を受けた技術部門に関しては、充分な知識及び技能を有しているので、その登録部門以外に関する知識及び技能の水準を重点的に向上させるよう努めなければならない。

エ) 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

オ) 技術士等は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	×	○	○
②	○	×	○	×	×
③	○	○	○	×	○
④	×	○	×	○	×
⑤	×	×	×	○	○

II-2 技術士や技術者の継続的な資質向上のための取組をCPD (Continuing Professional Development) と呼ぶが、次に掲げる「技術士CPDガイドライン第2版（平成26年4月 公益社団法人日本技術士会発行）」において、[]に入る語句の組合せとして最も適切なものはどれか。

■ 技術士CPDの基本

技術業務は、新たな知見や技術を取り入れ、常に高い水準とすべきである。また、継続的に技術能力を開発し、これが証明されることは、技術者の能力証明としても意義があることである。

[ア]は、技術士個人の専門家としての業務に関して有する知識及び技術の水準を向上させ、資質の向上に資するものである。

従って、何が[ア]となるかは、個人の能力レベルや置かれている[イ]によって異なる。

[ア]の実施の[ウ]については、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断できるものを[ア]の対象とし、その実施結果を[ウ]し、その証しとなるものを保存しておく必要がある。また、実施した[ア]の内容の問い合わせに対しては、[ウ]とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明ができるようにしておくことが重要である。

〈中略〉

技術士が[エ]している業務、教職や資格指導としての講義など、それ自体は[ア]とはいえない。しかし、業務で実施した「専門家としての能力の向上」に資する調査研究活動等は、[ア]活動であるといえる。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|---|------|----|----|--------|
| ① | 自己研鑽 | 環境 | 記録 | 専門的に従事 |
| ② | 自己学習 | 環境 | 掲載 | 日頃従事 |
| ③ | 自己学習 | 立場 | 記録 | 専門的に従事 |
| ④ | 自己研鑽 | 環境 | 掲載 | 日頃従事 |
| ⑤ | 自己研鑽 | 立場 | 記録 | 日頃従事 |

II-3 技術者の国際的同等性を確保する取組に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどうか。

- ① 我が国において、大学等の高等教育機関の工農理系学科で行われている技術者育成に
関わる教育の認定を行う機関として日本技術者教育認定機構（JABEE）がある。技術
者教育は国際的同等性を確保することが重要であり、そのため技術者教育認定の国際的
枠組みに加盟している。エンジニアリングではワシントン協定、情報系はソウル協定、
建築ではUNESCO-UIAに加盟し、これらの協定に準拠した基準で審査を行う。
- ② JABEEで認定された教育プログラムを修了・卒業すると、文部科学省所管の技術士
制度における技術士第一次試験が免除され、自動的に技術士補となる。
- ③ 国際エンジニア協定（IPEA）に加盟している各エコノミー（国と地域）の技術者団
体は、加盟エコノミー間で合意された一定の基準を満たす技術者を、各国において国際
エンジニア登録簿に登録を行うこととしており、我が国では技術士をこれに登録し、登
録された技術士をIPEA国際エンジニア（旧称：EMF国際エンジニア）と呼ぶ。
- ④ 太平洋を取り囲む国と地域の経済協力枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）
の制度参加国・地域が共通に定めた登録要件を満たす技術士、建築士をAPECエンジニ
ア、APECアーキテクトといい、登録されると参加国・地域間で技術士・建築士として
同等の能力を有すると評価され、共通の称号であるAPECエンジニア、APECアーキテ
クトを名乗ることができる。
- ⑤ APECでは、二国間で合意すれば、相手国・地域における業務免許に必要な技術的能
力の審査をお互いに免除することもできる。我が国は、豪州との間で、2003年に技術
士資格、2008年に建築士資格について、それぞれ相互承認に関する覚書を取り交わし、
2009年にはニュージーランドとの間で建築士資格について同様の覚書を取り交わして
いる。

II-4 技術者倫理と法との関わりに関する次のア)～エ) の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- ア) 技術者倫理では、法を守ることは当然のこととされているが、技術者は、それに加えて、法の網の目をくぐってコストを削減することも考えなければならない。それによって安全性を犠牲にすることになったとしても、法には反しておらず、問題はない。
- イ) 社内で法令違反があるときには、発覚して公になることは社のダメージになるので、「やったことより見つかることが問題である」という考えを社内で共有し、今後の再発防止に努めることが肝要である。
- ウ) 法を守るのは当然のことであるが、技術者のような専門家、専門的知識を持つ者には、それに加えて高い倫理観が必要であるとされる。たとえ法による規制がない場合でも、公衆に対する危険を察知したならば、それに対応する責務が技術者にはある。
- エ) 法を守るのは当然のことであるが、法の専門家などによく相談することも大切である。そして法に不合理な点があると信じれば積極的に法の改定について意見を述べていく気概が求められる。

	ア	イ	ウ	エ
①	○	○	×	×
②	×	○	○	○
③	×	×	○	○
④	○	○	○	×
⑤	×	×	○	×

Ⅱ-5 技術者倫理に関する次のア) ~エ) の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- ア) いわゆる倫理綱領ないし倫理規程は、基本的に各団体内部で共有されるものであり、たとえばA学会の倫理綱領ないし倫理規程は、たとえB学会の会員の参考になりはしても、B学会員に強制するわけにはいかない。
- イ) 規範は、人が守る「きまり」で、技術者の周囲には、法（憲法、法令など）、企業や技術者団体等の定款、規則、外部との契約書、業務上のマニュアルなどがあるが、倫理、社会慣習も規範に含まれる。
- ウ) 技術者は、科学技術の専門職として科学技術を利用する業務に従事し、その関係で生じる危害を抑止することができる立場にあると見なされ、技術者には、公衆の安全、健康及び福利を図ることが求められている。
- エ) 英語の「コンプライアンス」(compliance)は、日本では「法令遵守」又は「法令順守」と表記されることも多いが、「コンプライアンス」において遵守ないし順守すべき対象は本来、法令に絞られるわけではない。

	ア	イ	ウ	エ
①	×	○	○	○
②	○	×	○	○
③	○	○	×	○
④	○	○	○	×
⑤	○	○	○	○

II-6 技術は人間の目的を実現するための手段として役立つべきものであるが、その人間そのものは、技術のための手段にすぎないというものではない。これは1つの倫理判断であり、こうしたいくつかの倫理判断について、多くの人は概ね合意できるかもしれない。しかし、具体的な倫理判断の根拠となるような、究極的、抽象的な倫理原理（以下、倫理理論ないし倫理学説に読み替え可とする。）に関しては、倫理学上、複数の原理が並び立ってきた。こうした倫理原理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 自分や他人が下した直観的倫理的判断を、その根拠にさかのぼって考えることで、批判的に検討することが大切であり、倫理原理は、われわれの直観的判断の再検討などの作業を行うための道具にもなり得る。
- ② 倫理原理に関しては、倫理的行為の目的を「最大多数の最大幸福」の実現に置くか、たとえ社会全体の幸福量が大きくならなくても厳守すべき、もっと重要な「義務」があると考えるか、又は、義務以上の「有徳さ」に注目するか等で、違いが生じる。
- ③ それぞれの倫理原理には長所と短所があり、それぞれの倫理原理は互いに補い合っているように見えるが、「唯一正しい倫理原理が存在すべきである」というのが技術者倫理における共通見解である。
- ④ いわゆる功利主義原理は、行為の動機や人々の有徳さよりも、行為の結果や人々の幸福を重視する原理である。
- ⑤ 功利主義原理については、公共の利益のためには少数の人の不利益は我慢すべきものだと考えられやすいとの指摘が存在する。

Ⅱ-7 文部科学省（以下「文科省」という。）は、2014年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）を発表した。

その中で不正行為に対する基本姿勢として、「研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。」としている。

新ガイドラインの策定は、2006年に制定された「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という。）以来のことである。新旧のガイドラインはともに「ガイドライン」と称されるが、その性格や対象となる機関、行政の関与の姿勢などに関して大きく異なる。次の記述のうち、最も不適切なものはどうか。

- ① 新ガイドラインの最大の特徴は、文部科学大臣決定として定められたことである。ただし、旧ガイドラインが審議会報告の一部と位置付けられたのと同様に、新ガイドラインもあくまでも「指針」であって、文科省が行政的措置をとる際の根拠とはならない。
- ② 新ガイドラインは、文科省が機関に対して履行状況調査を実施することを規定している。履行状況次第では文科省が「研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付す」、文科省の判断に基づき「競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する」、それでも十分でないときは、文科省の判断に基づき「競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する」と規定している。
- ③ 新ガイドラインは対象とする範囲を拡張しており、研究者や大学院生のみならず学部生さらには研究支援人材など、広く研究に関わる者について研究倫理教育を実施することを明確に要請するなど、研究倫理教育の観点からガイドラインの対象者を拡張した。
- ④ 新ガイドラインは、対象とする研究活動も拡張した。「文部科学省及び研究費を配分する文部科学省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動」から「競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動」に拡張した。
- ⑤ 新ガイドラインは、機関の管理責任を明確にし、事前防止のための組織的取組を推進するため、研究不正に関わった個人のみならず、所属機関の責任を問い合わせ、場合によっては機関に対する措置を講じるものとした。

II-8 これまでの日本における実験ノート（ラボノート）の扱いは、研究者個人の「実験の記録」又は「備忘録」として扱われることが多い、「個人にとってわかりやすい、使いやすいものであればよい」という考え方が主流であった。

しかし「STAP細胞」をめぐる論文の不正疑惑を契機として、捏造、改ざん、濫用など研究活動の不正行為等に関する調査において、実験ノートのあり方が注目されている。

科学倫理、研究倫理の観点で、実験ノートに関する次のア)～オ)の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- ア) 実験ノートは原則として綴じてあるスタイルのものを使用し、記載はペンやボールペンなど消せないものを使用する。
- イ) 実験ノートは、特許紛争の回避や特許所有権の明確化にも効果的である。このため、大学や研究機関だけでなく、企業の研究者も活用することが望ましい。
- ウ) 研究機関は、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設けることが求められている。
- エ) 実験ノートはわかりやすさと正確さが最も重要であり、あいまいな表現や記載に誤りがある場合は、そのページを廃棄して見やすく修正することが望ましい。
- オ) 実験ノートは研究者個人に帰属するものであるため、研究者が別の研究機関に異動する場合、実験ノートは個人の判断で持ち出してもよい。

	ア	イ	ウ	エ	オ
①	○	○	○	×	×
②	×	○	○	×	×
③	○	×	○	×	×
④	×	○	×	○	×
⑤	○	○	○	×	○

Ⅱ-9 公益通報者保護法では、従業員が不正の目的でなく、企業の犯罪行為など違法行為を警察や所轄行政官庁に通報した場合には、その労働者を解雇したり不利益な取扱いをしたりしないことが義務付けられている。すなわち、その基本的な枠組みは、「通報対象事実」が発生し又は発生しようとしていることを、従業員が不正の目的でなく通報した（公益通報を行った）場合に、その公益通報を理由に解雇、その他の不利益取扱い（懲戒処分、降格、減給など）をすることを禁止するものである。

次の記述のうち、最も不適切なものはどうか。

- ① 公益通報の対象となる公益通報対象事実とは、個人の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保などに加え、国民の生命・身体・財産その他 の利益の保護に係る法律に規定する犯罪行為などである。
- ② 公益通報に係る法規、すなわち刑法やその他の関連法規には膨大な犯罪類型が規定されているため、公益通報者保護法にはどのような法律の違反行為が「通報対象事実」になるかを、同法の別表に列挙している。
- ③ 従業員による内部告発は、不祥事を明らかにすることで企業のコンプライアンス（法令遵守）を高め、ひいては消費者や社会全体の利益につながるという側面を持っている。したがって消費者や社会全体の利益のためには、他人の正当な利益（第三者の個人情報など）や公共の利益を害するようなことがあっても注意を払う義務はない。
- ④ 公益通報者保護法の大きな特徴は、通報先によって保護されるための要件が異なることである。企業内部に対する通報は、通報対象事実が発生したこと、又は発生しようとしていると思料する場合であれば保護される。また、所轄の行政機関（違反行為に対し処分・勧告等の権限を持つ行政機関）に対する通報は、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると「信じるに足りる相当の理由」を求められる。
- ⑤ さらにマスコミなどの報道機関への公益通報には、前項の「信じるに足りる相当の理由」に加えて、a) 企業内部や行政機関への通報では解雇その他の不利益取扱いを受けるおそれがあること、b) 企業への通報では証拠隠滅のおそれがあること、c) 企業に通報後20日以内に調査を行う旨の通知がなされないこと、d) 個人の生命又は身体に危害の発生あるいは発生する急迫した危険があると信じるに足りる相当な理由があること、のいずれかの要件を満たす必要がある。

II-10 入札は競争入札とも呼ばれ、売買・請負契約等を締結するに当たり、複数の契約希望者に内容や入札希望金額を記した文書を提出させて、最も有利な条件を提示した者と契約を行うものである。

競争入札には、大きく分けて以下の2種類がある。

一般競争入札

入札情報を公告して参加申込を募り、参加条件を満たした者の間で競争に付して契約者を決めるもの

指名競争入札

発注者が予め入札参加者を指名し、指名された者同士で競争に付して契約者を決めるもの

入札に際し、入札参加者間で予め受注する者や受注金額を決定することを入札談合（談合）といい、独占禁止法では「不当な取引制限」として禁止されている。

入札に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 国や地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によらなければならないことが法律により定められている。
- ② 法令により特に認められた場合には、国や地方公共団体においても入札によらず任意で決定した相手と契約を結ぶ場合があり、これを随意契約という。
- ③ 国や地方公共団体が実施する入札における入札談合は、入札における自由な競争を阻害する行為であるため、関与した者には行政処分及び刑事罰が科される。
- ④ 入札談合に際し、国や地方公共団体の関係者が関与する場合があり、一般に官製談合と呼ばれている。関与した関係者には刑事罰が科される。
- ⑤ 民間企業が実施する入札において、入札参加者間で予め受注する者や受注金額を決定する行為は受注調整と呼ばれることもあり、社会通念上好ましくないが、行政処分や刑事罰が科されることはない。

Ⅱ-11 職場におけるセクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という。）やパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）は、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、労働者の就業環境を悪化させ、能力の發揮を妨げ、また、企業にとっても、職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題である。

職場におけるセクハラやパワハラに関する次のア)～エ)の記述について、正しいものは○、誤っているものは×として、最も適切な組合せはどれか。

- ア) セクハラであるか否かについては、相手から意思表示がある場合に限る。
- イ) 職場で、受け止め方によっては不満を感じたりする指示や注意・指導があったとしても、これらが業務の適正な範囲で行われている場合には、パワハラには当たらない。
- ウ) セクハラの行為者となり得るのは、事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者及び教育機関における教員・学生等である。
- エ) 職場のパワハラにおいて、「職場内の優位性」とは職務上の地位などの「人間関係による優位性」を対象とし、「専門知識による優位性」は含まれない。

	ア	イ	ウ	エ
①	×	×	○	×
②	○	○	○	×
③	×	○	○	○
④	○	×	×	○
⑤	×	○	○	×

II-12 知的財産権の一種に、著作権がある。著作権については著作権法が定められている。この法律の目的は、著作物等に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与することである。著作物等の利用を野放しにしてしまっては、著作者等は創作する人格的評価も財産的な対価も得られなくなり、創作意欲をかきたてにくくなる。その一方で、著作者等の権利の保護ばかりを重視すると、利用者は著作物等を利用しにくくなる。いずれの状態であっても、文化の発展にとって好ましいとはいえない。著作権法は文化の発展を目的に置きつつ、著作者等の権利の保護と利用者の公正な利用のあり方について、法的に明らかにしたものである。

公表された学術論文に記載されている内容を引用する際、論文の執筆者に承諾を得ずに引用を行う場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- ① 著作権者の承諾がある場合を除き、引用は実質的に複製と同じ扱いとなるため、著作権者の承諾を得ることなく引用を行うことは、著作権侵害となる。
- ② 目的上正当な範囲内であれば、引用は認められているが、全てを自由に引用できるわけではない。
- ③ 一般に公表されている論文であれば、自由に引用することができ、複製することも認められている。
- ④ 引用は認められているが、目的上正当な範囲内かつ研究の目的で行われるものに限られる。
- ⑤ 引用する学術論文が外国語論文である場合には、日本語論文の中で引用して利用する場合であっても、元の外国語のまま引用しなければならない。

II-13 事業者にとって、消費者に安全な製品を供給することは重要な責務であるが、製品事故等の発生を完全にゼロにすることは極めて困難なため、事故の発生又は兆候を発見した段階で、適正な届出と回収・修理などのリコールを自主的に実施することが求められている。また、特に消費者に対して人的危害が発生・拡大する可能性があることに気付きながら適切なリコール等の対応をせず、重大な被害を起こしてしまった場合には、行政処分の対象となるばかりではなく、損害賠償責任や刑事責任に発展する場合もあり、その責任は製造事業者や輸入事業者についてはもちろんのこと、販売・流通事業者、設置・修理事業者等も該当する場合がある。よって迅速かつ的確にリコールを実施することは、ますます重要になっており、消費者をはじめ社会全体から事業者に対する評価を維持・向上することにもつながっている。

リコールに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 製品設計の欠陥により製品事故が発生した場合だけでなく、製品の経年劣化によって重大事故が発生した場合であっても、リコール回収の対象になり得る。
- ② 自動車や家電製品などとは異なり、医薬品は法律に基づいて品質管理がなされているので、リコール回収の対象とはならない。
- ③ リコール対象製品が追跡可能で、すべての対象製品を回収することができた場合であっても、事業者は関係行政機関等へリコールの報告を行う必要がある。
- ④ 製品欠陥による事故のおそれだけでなく、製品の表示内容の誤りであってもリコール回収の対象となり得る。
- ⑤ 製造事業者が、法律に基づいてリコール回収を行ったからといって、直ちに製造物責任法（PL法）の責任を負うとは限らない。

II-14 文部科学省は、2013年に科学技術・学術審議会から「東日本大震災では、科学技術コミュニティから行政や社会に対し、その専門知を結集した科学的知見が適切に提供されなかつたことや、行政や専門家が、社会に対して、これまで科学技術の限界や不確実性を踏まえた適時的確な情報を発信できず、リスクに関する社会との対話を進めてこなかつたことなどの課題がある。」との指摘を受け、2014年に「リスクコミュニケーションの推進方策」を取りまとめた。この中で、リスクコミュニケーションを推進するに当たっての重要な事項（基本的な観座）を、いくつか挙げている。

次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① リスクの概念は多様であるが、忘れてはならないリスク認知のモデルとして、個人はリスクを「ハザード」と「アウトロージ（怒りや不安、不満、不信など感情的反応をもたらす因子）」の和として捉えるという考え方がある。ハザードが十分小さくてもアウトロージが大きければリスクとして無視できない、というリスク認知を踏まえるならば、一方向の説得ではなく「対話・共考・協働」が重要となる。
- ② リスクコミュニケーションを実施する際、多くの場合に、発信側（専門家や行政等）と受け手側（一般市民等）との間の情報の非対称性、リスクに係る権限と責任の非対称性、そしてリスクそのものを引き受ける度合いの非対称性の課題が伴う。発信側は多くの情報を持ち、リスク対処の権限・責任を持つ一方で、リスクを引き受けるのは受け手側ということが多い。これらの特性を踏まえ、いかに非対称性に配慮し、双方向性を担保したコミュニケーションの場に近づけていくのかが重要なポイントとなる。
- ③ 一般に、社会全体のリスクを俯瞰（ふかん）的に把握しようとする行政や専門家の「統治者視点」では統計的・確率論的な見方をするのに対して、リスクに直面する一人一人の「当事者視点」では、危害の確率がいくらであれ個人がその危害を受けるか受けないかの二者択一としてリスクを捉えたり、アウトロージの要素による価値判断に基づいた個別的な見方をしたりする。これらはどちらかが正しいというわけではなく、対等に比較できるものでもない。リスクコミュニケーションは、この2つの視点が存在することを前提に取り組まねばならない。
- ④ ステークホルダー（利害関係者）間での信頼関係の確保はリスクコミュニケーションを成立させる上での前提である。この信頼関係は、対話・共考・協働を互いに積み重ねることによって初めて次第に構築されていくものであるが、その際、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）の中立性がとりわけ重要となる。一般に、専門家が媒介機能を担う人材となる場合、専門家には特定のステークホルダーの利害によらない、科学的な根拠に基づいた独立性のある発信をすることが求められている。

⑤ リスク情報の効果的な発信をするには、科学的な正確性を重視して細部の精緻な情報発信を心がけるよりも、伝えるべきメッセージを整理して明確にし、端的でわかりやすい情報発信を実践することが重要である。この際に、発信側（専門家や行政等）で責任を持って十分に検証したリスク情報であれば、受け手側（一般市民等）の検証可能性を確保するために必要な情報公開を行わなくても信頼を得ることができる。

II-15 ワーク・ライフ・バランスは日本語では「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と生活の調和推進官民トップ会議において平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、これが実現した社会の姿を次のように定義している。

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

ワーク・ライフ・バランスの推進により期待される効果と、現状からみえる課題に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 子育てや介護ないし地域活動等、家庭や地域での役割を担いながら働くことが可能となり、少子化に伴う労働力不足を補うことが期待されている。
- ② 企業がワーク・ライフ・バランスの推進により社会的責任を果たすことで、企業イメージが向上し、人材の確保や定着率を高めることが期待されている。
- ③ 様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人など、多様な働き方があり、企業の対応にも限界があることから、全ての働く人が満足できる社会環境の整備に向けて、継続的に改善していく必要がある。
- ④ 働く人が自らのライフステージの変化に対応しながら多様な働き方を選択できるように、企業は正社員を減らし、契約期間の短い非正規雇用の従業員を積極的に増やす必要がある。
- ⑤ 企業、個人、社会が抱える課題を解決するためには、経済界、労働界、国・地方公共団体が協力し、社会全体での取組を推進する必要がある。